

答 申 第 27 号
平成31年2月7日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年3月7日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第29号

平成29年9月4日付け（第157-4号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第29号

答申番号：答申第27号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市長に対し、平成29年8月21日付けで「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）の7頁（2）その他 同意のサインについては、判定する能力がないのでわからない。明らかに偽造とわかるケースではない。●●は、本人に書いてもらったと回答している。」の記述に関し、「同意のサインの偽造については、判定する能力がないのでわからないのであるならば、高崎市が筆跡鑑定人に鑑定を依頼しない理由が分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 事案の移送

高崎市長は、本件請求について、条例第14条の規定に基づき、平成29年8月23日付けで高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、事案の移送を行った。

3 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月4日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

調査の際に資料提出を受けていないため、請求内容の情報は不存在

4 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成29年11月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月30日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書の中でおおむね次のように主張している。

- (1) 本件行政文書は、住民監査請求に係る資料「甲5」として、平成28年4月1日付けで実施機関に提出済みである。実施機関は、請求内容の情報については、調査の際に資料提出を受けていないため不存在としているが、これは故意に事実を捻じ曲げているものであり、本件処分をの取消しを求める。
- (2) 平成29年3月27日付け「平成28年（行ウ）第7号不当利得等請求住民訴訟事件 鑑定申出に対する意見書」のとおり、本件行政文書は、高崎市の行政文書として存在している。請求人が提起した住民監査請求を、実施機関が棄却したことにより住民訴訟になっているわけで、実施機関は、当該行政文書の存在を知らない振りにはできないはずである。本件行政文書を作成しなかったとしても、当該行政文書を取得することはできたはずである。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書及び平成30年3月29日及び同年11月15日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）の7頁（2）その他「同意のサインについては、判定する能力がないのでわからない。明らかに偽造とわかるケースではない。●●は、本人に書いてもらったと回答している。」の記述は、請求人が平成28年4月11日付けで提

出した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の過程で、監査委員が本市介護保険関係職員から聴取した内容を記載した部分である。

本件請求は、本件住民監査請求の結果通知に関する内容であり、請求人が監査委員の回答を希望したため、高崎市長から実施機関へ移送されたものである。

請求人は、「同意のサインの偽造については、判定する能力がないのでわからないのであるならば、高崎市が筆跡鑑定人に鑑定を依頼しない理由が分かる情報」という内容の行政文書の公開請求をしているが、実施機関は、本件住民監査請求に係る監査を行うにあたり、当該情報を必要としなかったため取得していない。よって、本件行政文書は存在せず、不存在と決定したものである。

(2) 請求人が、住民監査請求における調査の際に実施機関へ提出した資料「甲5」について

請求人は、審査請求書において、本件住民監査請求における調査の際に実施機関に「甲5」として資料を提出しており、「甲5」が本件行政文書に当たる旨の主張をしているが、請求人から提出された「甲5」は、「筆跡鑑定書（簡易鑑定）」であり、請求人が求める「高崎市が筆跡鑑定人に鑑定を依頼しない理由が分かる情報」には当たらない。

(3) 平成28年（行ウ）第7号不当利得等請求住民訴訟事件 平成29年3月27日付け「鑑定申出に対する意見書」について

当該文書は、他の実施機関である高崎市長が裁判所に提出した文書であり、実施機関は所持していない。

請求人は、意見書において「高崎市の行政文書として存在する本件情報を取得することはできたはずである。」と主張するが、監査期間が終了したことにより業務上必要のない裁判の書類を、実施機関は高崎市長から取得しておらず、実施機関に当該文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得していない、②作成又は取得したが保存期間満了により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

ア 住民監査請求に係る提出資料「甲5」について

確認したところ当該提出資料は、実施機関の主張のとおり「筆跡鑑定書」

であり、請求人が求める「高崎市が筆跡鑑定人に鑑定を依頼しない理由が分かる情報」には当たらない。

イ 平成29年3月27日付け「平成28年（行ウ）第7号不当利得等請求住民訴訟事件 鑑定申出に対する意見書」について

当該文書は、他の実施機関である高崎市長（担当：福祉部）が裁判所に提出した文書である。

業務上必要のない裁判の書類を、実施機関は取得しておらず、実施機関に当該文書は存在しないという、実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において、本件行政文書の保有の有無を確認した。また、請求人が「調査の際に、実施機関に資料を提出している。」と主張していることから、当該資料についても確認したが、本件行政文書として特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。本件請求に係る行政文書が発見できない以上、当審査会としては、実施機関が当該文書を取得していると判断することはできない。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月29日	調査、審議
平成30年 3月30日	請求人からの意見書を受領
平成30年 8月 8日 平成30年11月15日	調査、審議
平成31年12月20日	答申調整
平成31年 2月 7日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行